

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年4月27日（令和5年（行個）諮問第112号）

答申日：令和5年11月20日（令和5年度（行個）答申第112号）

事件名：本人の労災事故に係る監督復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成30年特定月日に、特定労働基準監督署管内で発生した、元請けが特定事業場で、特定労働基準監督署の方面が保有する審査請求人のすべての資料（情報）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月23日付け大個開第4-938号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

不開示とした部分とその理由が不服のため。

(2) 意見書

全開示を求める理由は、平成30年特定月日Aに、審査請求人が労災事故にあい、翌日の平成30年特定月日Bに、警察も、労基も来ていたと、2次下請けの下請け事業主が言い、事故当時とは異なる復旧後の状況に合わせて死傷病報告書が書かれる様になった。

そのため、方面記録がどの様に記録されているのか全開示を求めています。

なお、死傷病報告書は3回出されていますが、2回目の時に取り下げ書と理由書が出されているが、事実と異なる理由で出されていた。3回目死傷病報告を出す時には、理由書も取り下げ書もいらなかったと、労基側から言われたと2次下請けの責任者が言っていた。

なお、事故当時も翌日も警察も来て現場検証を行っていたが、先日、警察へ開示請求を行ったところ、記録がないとの回答。

方面に記録があるのに、警察では無いというのも理解しにくい事です。以上の事などから、全開示を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年12月23日付け（同月26日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和5年1月25日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定等について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署管内で発生した、特定事業場に関する特定労働基準監督署の保有する審査請求人に係る資料一式であり、別表に掲げる文書1から3までの文書（以下それぞれ「文書1」ないし「文書3」という。）に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 監督復命書（文書1）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1」、「備考2」、「面接者職氏名」及び「別添」等が記載されている。

(ア) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の(イ)以外の部分(別表の文書1の項の不開示部分欄①に記載したもの)

別表の文書1の項の不開示部分欄①(以下「文書1①」という。)に記載している監督復命書の「面接者職氏名」欄には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

次に、文書1①の「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄、「参考事項・意見」欄等には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理及び事業場内の安全管理に関する情報であり、人材確保の面や危機管理の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条1項3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条1項3号ロに該当する。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後、労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項5号及び7号ハに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部(別表の文書1の項の不開示部分欄②に記載したもの)

別表の文書1の項の不開示部分欄②(以下「文書1②」という。)に記載している監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」

欄の一部には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。

「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」や「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」を含む。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、事業場において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測し得るとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判

決であったとしても一律に開示すべきではない。

したがって、これらの情報が開示された場合、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条1項3号イに該当する。

また、上述のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている事業場であっても「署長判決」欄が公にされたことによって、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれも生じるものである。

したがって、これらの情報が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項5号及び7号ハに該当する。さらに、いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成8年法律第109号）220条4号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げており、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する情報である。

したがって、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法78条1項6号に該当する。以上のことから、これらの情報は、法78条1項3号イに該当することに加え、同条同項5号、6号及び7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

イ 担当官が作成又は収集した文書（文書2）

別表の文書2には担当官が監督指導のために必要であるとして作成

又は取得した文書が含まれている。

当該文書には審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、当該文書には労働基準監督官が行った監督指導の手法や詳細、事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が含まれている。労働基準監督官は、一般的に、労働基準関係法令違反が認められる場合にはその是正を勧告し、また、労働基準関係法令違反ではないが適切な労務管理等の観点から必要である場合には改善を指導することにより、その自主的な是正・改善を促している。労働基準監督官から指導を受けたか否かが開示され、受けている場合にその指導内容が公となれば、自主的な改善に取り組んでいる事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項3号イに該当する。

さらに、指導に関する情報が開示されることとなれば、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供され、法人において通例として開示しないこととされている情報も併せて開示されることとなり、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官が行う調査について非協力的となり、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項3号ロ、5号及び7号ハに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 特定事業場から特定労働基準監督署へ提出された文書（文書3）

別表の文書3は特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書である。当該文書には審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、当該情報は、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、当該文書には当該事業場の労務管理に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場の人材確保や危機管理の面等に

において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法78条1項3号イに該当する。

さらに、これらの情報には法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条1項3号ロに該当する。なお、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとは、その内容はもとより、何を提供したかという情報自体が、開示しないとの条件を付しているものである。

加えて、これらの情報は、仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開とする約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求され、又は、将来、労働基準監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う調査、刑事捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法78条1項5号及び7号ハに該当する。

特に法78条1項5号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（参考 最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件においても、労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示に難色を示す法人等が提出に応じなくなるおそれがあることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

以上のことから、これらの情報は、法78条1項2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当することから、不開示を維持することが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、別表の文書1の項の不開示

部分欄③については、法78条1項各号に掲げる不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「不開示とした部分とその理由が不服のため」と主張しているが、不開示情報該当性については、上記3(2)で示したとおりである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした情報のうち、上記3(3)で開示するとした部分については新たに開示することとし、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年4月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月18日 審議
- ④ 同月25日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年10月30日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年11月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとするほか、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、法78条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について

ア 通番1は、監督復命書の記載の一部である。

当該部分のうち、「監督年月日」欄については、当該監督を行った日付が記載されていると認められる。また、当該部分のうち、「参考事項・意見」欄については、原処分において既に開示されている情報、又は諮問庁が開示することとしている情報から、審査請求人が推認で

きる情報であると認められ、当該部分を開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

当該部分は、法78条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれておらず、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2は、監督復命書の「署長判決」欄の日付部分である。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、さらに、行政機関内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条3号イ、5号、6号及び7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハ該当性

(ア) 通番1は、監督復命書の記載の一部である。

a 「完結区分」、「監督種別」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「企業名公表関係」及び「別添」の各欄は、原処分において既に開示されている情報と照らし合わせても、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

「参考事項・意見」欄は、労働基準監督官が臨検監督等を実施した方法、臨検監督等を実施したことにより判明した内容及び特定事業場への指導内容等の行政措置に係る情報が記載されている。

「No.」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」及び「是

正期日・改善期日（命令の期日を含む）」の各欄は、違反法条項、指導事項等及び特定労働基準監督署が設定した是正措置を取るべき期限が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う監督指導に係る手法・内容等が明らかとなって、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b 「労働者数」欄の男・女・全体・派遣・パート・有期契約・年少者・外国人・障害者・特別1・特別2及び企業全体の数、「外国人労働者区分」の各欄は、特定労働基準監督署の特定事業場に対する調査結果の内容が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係者が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明等を行うことをちゅうちょするなど、当該機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- c 「代表者職氏名」欄には、特定事業場関係者の氏名、「面接者職氏名」欄には、特定労働基準監督署監督官が特定事業場を調査するに当たって面談した特定事業場関係者の職氏名が記載されている。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法78条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、同条3号イ

及びロ、5号並びに7号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番3は、担当官が作成した文書であり、当該監督指導を踏まえた特定労働基準監督署監督官の判断、処理方針及び調査結果等が記載されている。

したがって、当該部分は、上記ア(ア) aと同様の理由により、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番4は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書であり、当該文書には、当該案件に対する特定事業場が講じた状況等が記載されており、一般に公にしていな特定事業場の内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条3号イ、5号、6号及び7号ハ該当性

通番2は、監督復命書の「署長判決」欄(日付部分を除く。)及び「参考事項・意見」欄の記載の一部である。

当該部分は、特定労働基準監督署における監督指導に係る労働基準監督官の対応方針であり、特定労働基準監督署の調査手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア(ア) aと同様の理由により、法78条7号ハに該当し、同条3号イ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号ハに該当すると認められるので、同条3号ロ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号， 文書名及び頁			2 諮問庁が不開示を維持すべき としている部分			3 2欄のうち開示すべ き部分	
文書 1	監督復 命書	1ないし 2	① 1頁「完結区分」欄，「監督種別」欄，「監督年月日」欄，「労働者数」欄，「監督重点対象区分」欄，「特別監督対象区分」欄，「外国人労働者区分」欄，「企業名公表関係」欄，「代表者職氏名」欄（ただし，氏名部分に限る。），「No.」欄1枠目，「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄1枠目，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄1枠目，「面接者職氏名」欄，「別添」欄。 「参考事項・意見」欄1頁1行目1文字目ないし10文字目，2行目2文字目ないし5行目30文字目。2頁2行目1文字目ないし6行目13文字目，7行目27文字目ないし8	2号， 3号イ 及び ロ，5 号，7 号ハ	1	1頁「監督年月日」欄 2頁「参考事項・意見」 欄7行目27文字目ない し8行目6文字目	

			<p>行目 6 文字目, 1 4 行目 4 文字目ないし 1 7 行目 1 2 文字目, 1 8 行目 4 文字目ないし最終文字, 2 0 行目 1 6 文字目ないし 2 1 行目最終文字, 2 2 行目 4 文字目ないし 2 3 行目最終文字。</p> <p>2 頁「監督種別」欄。</p>			
			<p>② 1 頁「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄 1 頁 5 行目 3 1 文字目ないし 3 9 文字目, 2 頁 1 行目。</p>	3 号イ, 5 号, 6 号, 7 号ハ	2	1 頁「署長判決」欄 (日付部分に限る。)
			<p>③ ①, ②以外の部分 (原処分における不開示部分に限る。)</p>	新たに開示	—	—
文書 2	担当官が作成又は収集した文書	3	3 頁	2 号, 3 号イ及びびロ, 5 号, 7 号ハ	3	—
文書 3	特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書	4 ないし 5	4 頁ないし 5 頁	2 号, 3 号イ及びびロ, 5 号, 7 号ハ	4	—

(当審査会注)

2 欄の「該当箇所」の下線部分の記載については、当審査会事務局において整理した。